

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.36

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2025年9月18日

【提出日】 2025年9月26日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	キッズウェル・バイオ株式会社
証券コード	4584
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、１９８０１、デラウェア州、ウィルミントン、スイート７ １５、１２０１Ｎオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 鈴木 彬史 橘川 文哉 松本 華子
電話番号	03-6266-8936

（２）【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			320,772
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 1,374,600
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I 946,969
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q 2,642,341
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,642,341
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		2,321,569

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2025年8月31日現在)	V 49,086,335
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	5.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	6.14

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年8月7日	新株予約権付社債券 (第4回無担保転換 社債型新株予約権付 社債)	473,484	0.92	市場外	処分	新株予約 権の行使

2025年8月7日	株券	473,484	0.92	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(132円)
2025年8月8日	株券	6,200	0.01	市場内	処分	
2025年8月12日	株券	27,500	0.05	市場内	処分	
2025年8月13日	株券	34,700	0.07	市場内	処分	
2025年8月14日	新株予約権付社債券 (第4回無担保転換社債型新株予約権付社債)	946,969	1.84	市場外	処分	新株予約権の行使
2025年8月14日	株券	946,969	1.84	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(132円)
2025年8月14日	株券	405,000	0.79	市場内	処分	
2025年8月15日	株券	121,300	0.24	市場内	処分	
2025年8月18日	株券	222,300	0.43	市場内	処分	
2025年8月19日	株券	116,400	0.23	市場内	処分	
2025年8月20日	株券	187,300	0.36	市場内	処分	
2025年8月21日	株券	173,500	0.34	市場内	処分	
2025年8月22日	株券	96,400	0.19	市場内	処分	
2025年8月25日	株券	29,700	0.06	市場内	処分	
2025年8月26日	株券	200	0.00	市場内	処分	
2025年9月12日	新株予約権付社債券 (第4回無担保転換社債型新株予約権付社債)	473,484	0.92	市場外	処分	新株予約権の行使
2025年9月12日	株券	473,484	0.92	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(132円)
2025年9月16日	株券	17,500	0.03	市場内	処分	
2025年9月17日	株券	32,700	0.06	市場内	処分	
2025年9月18日	株券	102,600	0.20	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (以下「割当先」という。)との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有する。

< 第23回新株予約権 >

譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

< 第4回新株予約権付社債 >

(1) 譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) 各転換価額修正日において一定の条件が充足された場合、原則として、割当先は、本社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する本社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分(以下「本対象部分」という。)を、発行者普通株式に転換する。

(3) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、発行者は、本対象部分を各社債の金額100円につき100円を0.9で除した金額で償還する。

(4) 発行者が一定の取引を行い、かつ割当先が発行者に償還を要求した場合には、(ア)残存する本新株予約権付社債の総額及び未払経過利息の合計額の125%又は(イ)定評のある第三者算定機関によって算定され、発行者及び割当先との間で合意される本新株予約権付社債の時価のいずれか高い金額で償還する。

(5) 2023年7月26日以降に提出者が第15回及び/又は第18回新株予約権を行使したことにより発行者に支払った行使価額の総額が500百万円を超えた場合(当該超えた金額を以下「超過額」という。)で、提出者が10営業日前に発行者に書面で通知した場合、発行者は超過額の範囲内で本新株予約権付社債を償還する。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	167,822
上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	167,822

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地